(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2004-106290 (P2004-106290A)

(43) 公開日 平成16年4月8日 (2004. 4.8)

(51) Int.C1.7

F 1

テーマコード (参考)

B42D 15/02 B65D 27/06 B 4 2 D 15/02 B 6 5 D 27/06 501B D 2C005

審査請求 未請求 請求項の数 3 OL (全8頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 特願2002-270540 (P2002-270540) 平成14年9月17日 (2002.9.17) (71) 出願人 000002897

大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

(74)代理人 100111659

弁理士 金山 聡

(72) 発明者 清水 雄二

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社内

Fターム(参考) 20005 WA02

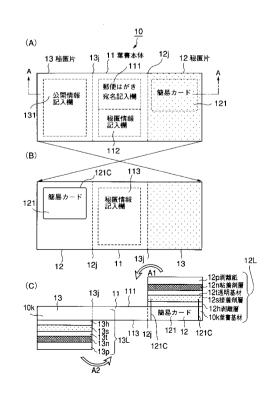
(54) 【発明の名称】簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書

(57)【要約】

【課題】申込み者が直ちに利用できる簡易カードを内蔵 し、申込み用葉書にも利用できる簡易カードを内蔵した 秘匿情報葉書を提供する。

【解決手段】本発明の簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書10は、葉書大の3紙片が折り畳み予定線12j,13jを介して連接してなり、中央の紙片には葉書本体11を配置し、その両端紙片に、葉書基材/剥離層/接着剤層/透明基材/粘着剤層/剥離紙、が順次積層された秘匿用ラベル12L,13Lを設けた秘匿情報葉書であって、葉書本体の宛名記入欄111を覆う秘匿片12の一部に簡易カード121を内蔵し、該簡易カードを郵送前に引き剥がすことにより、秘匿片を重ねた状態で宛名面に記載された、「宛名」の文字が透視できるように構成したことを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

葉書大の3紙片が折り畳み予定線を介して連接してなり、中央の紙片には葉書本体を配置し、その両端紙片に、葉書基材/剥離層/接着剤層/透明基材/粘着剤層/剥離紙、が順次積層された秘匿用ラベルを設けた秘匿情報葉書であって、葉書本体の宛名記入欄を覆う秘匿片の一部に簡易カードを内蔵し、該簡易カードを郵送前に引き剥がすことにより、秘匿片を重ねた状態で宛名面に記載された、「宛名」の文字が透視できるように構成したことを特徴とする、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書。

【請求項2】

葉書大の2紙片が折り畳み予定線を介して連接してなり、片側の紙片には葉書本体を配置し、その他方側紙片に、葉書基材/剥離層/接着剤層/透明基材/粘着剤層/剥離紙、が順次積層された秘匿用ラベルを設けた秘匿情報葉書であって、葉書本体の宛名記入欄を覆う秘匿片の一部に簡易カードを内蔵し、該簡易カードを郵送前に引き剥がすことにより、秘匿片を重ねた状態で宛名面に記載された、「宛名」の文字が透視できるように構成したことを特徴とする、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書。

【請求項3】

簡易カードの内部と簡易カードの外部とに、同一番号または関連性のあるデータが印字されていることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】

この発明は、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書に関する。

詳しくは、簡易カードを内蔵すると共に、当該簡易カード剥離後の残った部分を申し込み用の葉書として利用できる秘匿情報葉書に関する。

この簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書をメールオーダー冊子とすれば、利用を希望する者が、簡易カードを剥離して暫定カードとして使用でき、残った部分を申込み書のための郵便葉書として利用することができる。

従って、本発明の利用分野は、簡易カード付き葉書をメールオーダー冊子としたり、郵送することが求められる分野であり、簡易カードは、ポイントカード、PCメンテナンス用カード、車メンテナンス用カード、簡易会員カード、趣味のサークル会員カード、健康保険証、身分証明書等に好適に利用できる。

[0002]

【従来技術】

簡易カード付きの葉書帳票にも先行技術が存在する。

例えば、特許文献 1 には、電話番号ラベルやおまけラベル等を、はがき料金で送付するために、小片のラベルを保持した、宛先票と中間票と隠蔽票からなる小片封入はがきシートとその使用方法を提案している。

しかし、同特許文献 1 は、ラベルを顧客に郵送することだけを目的とするもので、顧客が ラベルを剥離して使用することと、その剥離後の残った部分を、申込み書用葉書として利 用することまでは考慮されていない。

[0003]

また、特許文献 2 は、二つ折り形態の秘匿情報記録媒体であって、ラベルを備える形態を提案しているが、同様に、ラベルを剥離した後の利用を考慮したものではない。特許文献 3 には、剥離後に再貼着可能な隠蔽片を有する口座振替申込用葉書用紙が記載されているが、簡易カードを内蔵する構造までは示されていない。

[0004]

【特許文献1】特開2000-289375号公報

【 特 許 文 献 2 】 特 開 平 8 - 1 5 6 4 6 0 号 公 報

【特許文献3】特開平11-70767号公報

20

30

40

[0005]

【発明が解決しようとする課題】

そこで、本発明では、従来の単なる簡易カード付き葉書とは異なり、所定事項印字済みの葉書を圧着しない状態で、例えばメールオーダー冊子とすることで、カードの利用を希望する者が剥離紙を剥離して粘着剤を圧着すれば、当該秘匿情報葉書からカードを剥離して利用できると共に、残った部分を申込み用葉書として利用できる形態、を研究して本発明の完成に至ったものである。

[0006]

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するための本発明の要旨の第1は、葉書大の3紙片が折り畳み予定線を介して連接してなり、中央の紙片には葉書本体を配置し、その両端紙片に、葉書基材/剥離層/接着剤層/透明基材/粘着剤層/剥離紙、が順次積層された秘匿用ラベルを設けた秘匿情報葉書であって、葉書本体の宛名記入欄を覆う秘匿片の一部に簡易カードを内蔵し、該簡易カードを郵送前に引き剥がすことにより、秘匿片を重ねた状態で宛名面に記載された、「宛名」の文字が透視できるように構成したことを特徴とする、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書、にある。

[0007]

本発明の要旨の第2は、葉書大の2紙片が折り畳み予定線を介して連接してなり、片側の紙片には葉書本体を配置し、その他方側紙片に、葉書基材/剥離層/接着剤層/透明基材/粘着剤層/剥離紙、が順次積層された秘匿用ラベルを設けた秘匿情報葉書であって、葉書本体の宛名記入欄を覆う秘匿片の一部に簡易カードを内蔵し、該簡易カードを郵送前に引き剥がすことにより、秘匿片を重ねた状態で宛名面に記載された、「宛名」の文字が透視できるように構成したことを特徴とする、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書、にある

[00008]

上記において、簡易カードの内部と簡易カードの外部とに、同一番号または関連性のある データが印字されている、ようにすれば、簡易カードの利用者を特定することに有効とな る。

[0009]

【発明の実施の形態】

上述のように、本発明は、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書に関し、個人用カードを簡易に発行して各種用途に利用できる特徴がある。

以下、図面を参照して本発明の実施形態について説明する。

図1は、本発明の簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書の三つ折りの場合を示し、図1(A)は表面側平面図、図1(B)は裏面側平面図、図1(C)は、図1(A)のA - A線断面を示している。なお、厚み方向の寸法は拡大表示されており、以下の各図においても同様である。

図2は、本発明の簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書の二つ折りの場合を示し、図2(A)は表面側平面図、図2(B)は裏面側平面図、図2(C)は、図2(A)のA・A線断面を示している。

[0 0 1 0]

本発明の簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書(以下、「秘匿情報葉書」と略称する場合もある。)は、Z字状に折り畳んで使用する三つ折り型とV字状に折り畳んで使用する二つ折り型とがある。いずれも、折り畳み予定線を介して連接した基材からなり、簡易カードを内蔵することと、秘匿情報を隠蔽する秘匿片を有すること、等を特徴とする。

[0011]

まず、三つ折り型から説明することとする。

図1(A)のように、簡易カードを内蔵した秘匿情報葉書10は、中央に葉書本体11を配置し、両端部には秘匿片12,13を設けた構成からなっている。葉書本体11と秘匿片12,13は、折り畳み予定線12j,13jにより連接する同質の葉書基材からなる

20

30

40

0

葉書本体11には、宛名記入欄111があり、「郵便はがき」の表示もある。葉書本体11の下半部分は秘匿情報記入欄112になっている。この宛名記入欄111を覆う側の端片である秘匿片12の一部には、簡易カード121が切り取り可能に内蔵されている。一方、葉書本体11の反対側には秘匿片13が設けられている。秘匿片13の折り畳んだ際に外面側となる面は公開情報記入欄131とすることができる。

[0012]

図1(B)のように、葉書本体11の裏面側も秘匿情報記入欄113とすることができ、秘匿片13を折り返しすることにより秘匿情報を隠蔽できるようになっている。また、簡易カード121は、ハーフカット切り取り線121Cにより切り取りできるようにされている。

秘匿片 1 2 と 1 3 の剥離紙 1 2 p , 1 3 p 面 (ハッチングを施してある面) は、圧着して葉書化する際に剥離して廃棄するので、重要な情報記載面とすることはできない。ただし、剥離層の剥離処理する前の簡易カード 1 2 1 の葉書基材面や秘匿片 1 3 面に装飾模様等の定型的印刷を予め設けるのは自由である。

[0013]

両端部の秘匿片 1 2 , 1 3 は、図1 (C) のように、葉書基材 1 0 k に剥離層 1 2 h , 1 3 h を形成し、当該剥離層上に接着剤層 1 2 s , 1 3 s と透明基材 1 2 t , 1 3 t 、および粘着剤層 1 2 n , 1 3 n と剥離紙 1 2 p , 1 3 p とを積層した構成になっている。この、葉書基材 / 剥離層 / 接着剤層 / 透明基材 / 粘着剤層 / 剥離紙、の積層体により秘匿情報記入欄 1 1 2 , 1 1 3 を隠蔽する秘匿用ラベル 1 2 L , 1 3 L を構成している。

[0014]

秘匿片12側を例として説明すれば、剥離紙12pを剥離すれば粘着剤層12nが露出し、折り畳み予定線12jを矢印A1の方向に折り畳みすれば、葉書本体11の秘匿情報記入欄112を隠蔽できる。

一方、秘匿情報葉書10を圧着して葉書化後、簡易カード121を切取りすれば、透明基材12tを介して宛名記入欄111を視認できるようになる。透明基材12tは完全に透明である必要はなく、宛名が視認できるグラシン紙等であってもよい。なお、「郵便はがき」の文字を葉書本体11に設けて視認できるようにしてもよい。

[0015]

簡易カードを切り取るためのハーフカット線 1 2 1 C は、葉書基材 1 0 k から接着剤層 1 2 s の中間にまで達していて、簡易カード 1 2 1 は剥離層 1 2 h と接着剤層 1 2 s の界面から剥離できるようにされている。

秘匿片13側も同様であって、剥離紙13pを剥離して粘着剤層13nを、折り畳み予定線13jを矢印A2の方向に折り畳みすれば(全体としてZ字状折りになる。)、葉書本体11の秘匿情報記入欄113を隠蔽できるようにされている。

[0016]

二つ折りの場合も同様であるが、秘匿情報葉書10は、図2のように片側に葉書本体11 を有し、他方側に秘匿片12を有する構成となる。

この実施形態の場合は、情報記載量が制限されるが、所定事項を印字した後、剥離紙12 pを剥離し、折り畳み予定線12jからV字折りして葉書化できるのは三つ折りの場合と 同様である。簡易カードを利用できるのも同様である。

情報記載事項が少ない場合は、二つ折りの形態で十分である。

[0017]

次に、本発明の秘匿情報葉書の製造方法について簡単に説明する。

図3は、秘匿情報葉書の製造工程を説明する図であって、三つ折りの場合を示している。秘匿情報葉書の製造は、葉書本体11と秘匿片12,13の連続紙を所定事項を印刷して製造した後(図3(A))、連続紙両端部のマージナルゾーンに送り穴2が付いている状態で、コレーター機を使用し、送り穴2と係合ピン3により材料を順次積層して、左右の秘匿用ラベル12L,13Lを形成することにより行う。

30

20

10

50

10

20

30

40

50

まず、葉書基材の秘匿片 1 2 の表面と、秘匿片 1 3 の裏面に、剥離剤を塗工して剥離層 1 2 h , 1 3 h を形成する(図 3 (B))。次いで、剥離層上に接着剤層 1 2 s , 1 2 s の塗工を行う(図 3 (C))。

[0018]

次に、透明タック紙の貼り合わせを行う。透明タック紙は、グラシン紙、粘着剤層、剥離紙の積層体からなり、グラシン紙が透明基材 1 2 t , 1 3 t に相当する。実質的には、剥離紙 1 2 p , 1 3 p を除去した際の表面が粘着可能なタック加工状態にされている(図 3 (D))。粘着剤には、エマルジョン型や必要に応じて溶剤型の粘着剤を使用する。

最後に、ハーフカット線121Cや折り畳み予定線12 j , 1 3 jを入れ、マージナルゾーンを切断すれば秘匿情報葉書10が完成する(図3(E))。

折り畳み予定線12 j , 1 3 j はミシン目線や折り線により設ける。

[0019]

< 使用材料について >

葉書基材としては、カード用紙、上質紙、コート紙、クレーコート紙、板紙、コートボール紙、被覆紙や合成紙が使用できるが、印字面は通常のLBP(レーザー・ビーム・プリンタ)やNIP、DIP、IJP、熱転写プリンタ、昇華転写プリンタ等による印刷適性が優れたものが好ましい。

透明基材12t,13tとしては、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリ塩化ビニル、ポリカーボネート、ポリアミド、酢酸セルローズ、ポリエチレンナフタレートからなる合成樹脂フィルム等が使用される。ポリ乳酸からなる生分解性フィルム、あるいはグラシン紙等であってもよい。

[0020]

粘着剤12n,13nとしては、剥離紙の剥離後に再貼着可能な粘着剤を形成し、粘着後は折り曲げたり手に持ったりする程度の扱いでは剥離しないが、所定以上の力で剥離すると、粘着面(秘匿情報を記載した葉書面)を損傷しない程度で剥離できるように設定されている。

このような粘着剤は、感熱や感圧性、あるいは再湿により粘着力を生じるものが使用される。感熱性粘着剤としては、酢酸ビニル系や塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体等、感圧性粘着剤としては、天然ゴムや合成ゴム系、あるいは酢酸ビニル系、等、再湿性粘着剤としては、ポバール、デキストリン、にかわ等を用いることができ、これらに適度な粘着調整剤、例えばシリカゲルやコーンスターチの微粒子を添加して使用することができる。

接着剤12s,13sは、透明基材を接着し、剥離層12h,13hから剥離できれば良く、エポキシ系、酢酸ビニル系、塩酢ビ系等の各種接着剤を使用することができる。

[0 0 2 1]

次に、本発明の秘匿情報葉書の使用方法について説明する。

図4は、秘匿情報葉書の使用方法について説明する図である。図4(A)は、秘匿情報葉書10に所定事項印字後の状態、図4(B)は、三つ折りにした後の状態、図4(C)は、簡易カードを剥離してから剥離紙を除去し、さらに圧着して申込み用の葉書にした状態を示している。

まず、図4(A)のように、秘匿情報葉書10の宛名記入欄や秘匿情報記入欄に所定事項の印字を行う。印字は、NIPやLBP、INJ、熱転写プリンタ、昇華転写プリンタ等で行う。

[0022]

宛名記入欄は申込み書用葉書が返送されてくる宛先であるから、申込みを募集する一定企業の所在地や企業名が印字される。

秘匿情報記入欄の印字事項は、申込み者が記入する一定事項の項目内容等である。例えば、口座番号、クレジット番号、電話番号、パスワード、申込み者の住所、氏名、等の記入欄の表示である。

[0 0 2 3]

これらの内、定型内容である部分は、大量の場合は、葉書本体製造の際に印刷してしまう

ことができるが、上記のように印字するものであっても良い。

特に個人の住所、氏名、あるいは簡易カード121の内部と簡易カードの外部に設ける共通データ、等は印字の必要が有ると考えられる。

図示していないが、裏側の簡易カード121面や秘匿情報記入欄113(図1)にも必要事項を印字する。

公開情報記入欄は、第三者に見られても差し支えのない内容の情報であり、広告情報や利用案内等の文言や絵柄が該当することになる。これらも印刷して設けることができる。

[0024]

完成した秘匿情報葉書10は、剥離紙12p,13pを剥がさない状態で、三つ折りにして、メールオーダー冊子として使用するか、封筒に入れて郵送するか、申込み者が利用できるように所定位置に積載しておくようにする(図4(B))。

利用者が申込みを希望する場合は、秘密情報記入欄に、口座番号、クレジット番号、電話番号、パスワード、申込み者住所、氏名、等を記入した後、剥離紙12p,13p(図1)を剥がして、図1(C)の矢印A1,A2のように折り曲げて粘着剤層面に圧着する。また、簡易カード121を剥離層12hから剥離すれば、宛名記入欄111には郵送先宛名が印字されているので、「宛先」や「郵便葉書はがき」の文字が透視でき、そのまま葉書として投函して使用できる(図4(C))。

[0025]

簡易カード121は、利用者が直ちに利用者カードとして暫定的に利用できるが、本来のカードは別途製作して利用者に送付してもよい。

簡易カードの内部と簡易カードの外部とに、同一番号または関連性のあるデータを印字すれば、簡易カードが利用された際に利用者を特定することができ、利用金額の精算等で間違いを生じない。関連性のあるデータとは、同一番号であるか同一番号でなくても互いに紐付けされているデータ等であれば良い趣旨である。申込み内容の記入された葉書を受け取った宛先企業は、粘着剤層を再剥離すれば、秘匿情報記入欄の申込み内容を見ることができる。

[0026]

【実施例】

(実施例)

以下、図1、図3、図4を参照して本発明の実施例を説明する。

葉書基材 1 0 k として、NIP用上質紙「OKH<110>」(127.9g/m²)を使用し、絵柄・文字等の所定事項の印刷を行った(図3(A))。

秘匿情報葉書の秘匿片部分12,13に、剥離処理剤を塗工し剥離層12h,13hを形成した。剥離処理剤には、シリコーンを含む紫外線硬化型オフセットインキを使用し、オフセット印刷で塗工した(図3(B))。

[0 0 2 7]

剥離層 1 2 h , 1 3 h に、エチレンビニルアルコール系接着剤を塗工して接着剤層 1 2 s , 1 3 s を形成した(図 3 (C))。

次に、グラシン紙、粘着剤層、剥離紙からなる厚み、合計100μmの透明タック紙を貼り合わせした(図3(D))。

[0028]

次いで、ダイカッタ、ミシン刃等の印刷加工で一般的に利用される公知の方法で、必要な部位に絵柄・文字印刷で同時に設けておいた位置合わせ用マーク(トンボ)を基準に、ハーフカット加工121Cやミシン目線による折り畳み予定線12j,13jの加工を行った(図3(E))。

これにより簡易カード121を内蔵した秘匿情報葉書10が完成した。

[0029]

このシート状秘匿情報葉書を連続紙の状態でLBPに供給して、台紙12にカード利用者のカードナンバー、バーコード、等の所定事項の印字をした後(図4(A))、単位の秘匿情報葉書に切断し、三つ折り状態にして申込み予定者に配送した(図4(B))。

20

30

40

これにより、申込み希望者は、メールオーダー冊子の申込み記入欄に、所定の記入をした後、剥離紙12p,13pを剥がして、三つ折り状に折り合わせて記入事項を隠蔽すれば、この後に簡易カード121を剥離して使用できると共に、残った葉書を投函することができる(図4(C))。

[0030]

【発明の効果】

上述のように、本発明の秘匿情報葉書は、所定事項印字済みの葉書を、圧着しない状態で三つ折りにして、メールオーダー冊子として郵送するか、利用者が容易に入手できるようにしておけば、利用希望者は、申込み事項の記入をした後、秘匿情報葉書の秘匿片部分の剥離紙を剥離して、粘着剤を圧着して葉書化すれば、簡易カードを剥離して直ちに利用できると共に、残った葉書を申込み書として投函することができる。

従って、従来のように、申込み書を受け取ってから、カードを発行して送付するという手続きを行わずに、申込みとカードの入手を同時にできるという利点がある。

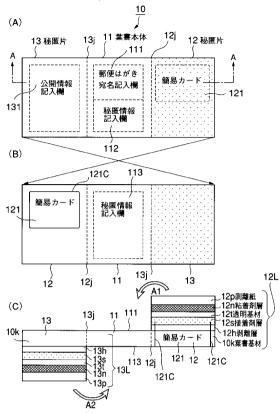
【図面の簡単な説明】

- 【図1】秘匿情報葉書の三つ折りの場合を示す図である。
- 【図2】秘匿情報葉書の二つ折りの場合を示す図である。
- 【図3】秘匿情報葉書の製造工程を説明する図である。
- 【図4】秘匿情報葉書の使用方法について説明する図である。

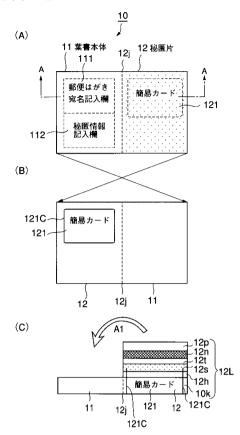
【符号の説明】

- 2 送り穴
- 3 係合ピン
- 10 秘匿情報葉書
- 1 0 k 葉書基材
- 1 1 葉書本体
- 12,13 秘匿片
- 12 L , 13 L 秘匿用ラベル
- 12 j , 13 j 折り畳み予定線
- 1 2 1 簡易カード
- 121C ハーフカット線

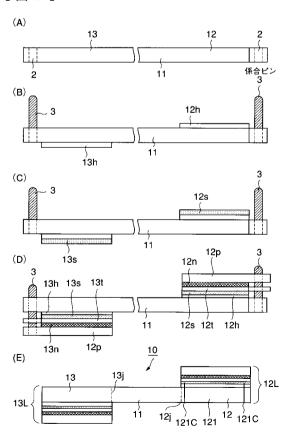




【図2】



【図3】



【図4】

